

要配慮者利用施設の避難確保計画
作成の手引き
<洪水編>

徳 島 県

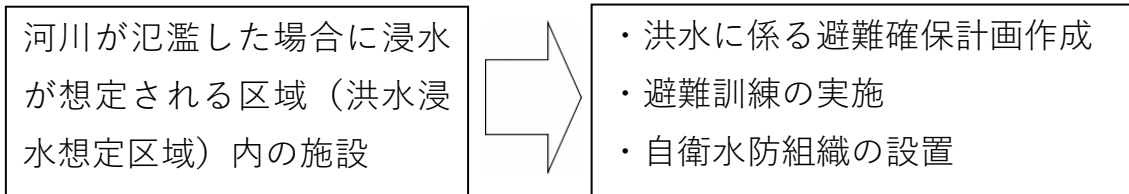
平成 29 年 7 月 初版

令和 3 年 9 月 第 2 版

趣 旨

○作成の方向性

近年の豪雨、大型台風などによる要配慮者利用施設の浸水被害を受け、国・県・市町村では、次の対策を進めています。



※避難確保計画は、消防計画など既存の計画に所定事項を追加する形でも作成可能

※自衛水防組織は自衛消防団が既にある場合は、併用しても可

※対象施設は、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

○水防法の規定について

市町村の地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設

→避難確保計画作成・報告及び避難訓練の実施・報告が義務付けられています。

しかし、近年の激甚化・頻発化する豪雨や、過去に、地域防災計画に定められておらず、避難確保計画が未作成であった施設が被災したことを考慮し、現段階では、市町村の地域防災計画に定められていない施設であっても、洪水浸水想定区域内にある施設については、洪水に係る計画の作成・見直し、避難訓練の実施等に取り組んでください。

○計画作成時期

近年の頻発化・激甚化する豪雨に備え、利用者等の迅速な避難を図るため、早急に避難確保計画の作成を完了してください。

※この手引きは、平成29年7月に作成した「要配慮者利用施設の避難計画作成の手引き（洪水避難確保計画）」を、令和2年6月に国土交通省ホームページにおいて公開された「避難確保計画作成の手引き」及び令和3年5月の水防法改正（令和3年7月施行）等を反映し、令和3年9月に改訂したものです。

作成の手順

1 施設の水害リスクの確認

施設が洪水浸水想定区域内に所在するか、次の方法で確認してください。

また、1河川のみ確認するのではなく、施設が所在する市町村で洪水浸水想定区域が指定されたすべての河川について確認してください。

徳島県水防・砂防情報マップ

パソコン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/>

スマートフォン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/sp/>



スマートフォン
版QRコード

徳島県水防・砂防情報マップ HOME 防災情報マップ ハザードマップ作成について GISデータダウンロード 解説 お問い合わせ

おすすめ防災情報マップから自然災害リスクを知る

- 水害・土砂災害リスクマップ
土砂災害危険区域や洪水・高潮浸水想定区域図など表示した防災情報マップ
- 水害リスクマップ
洪水・高潮浸水想定区域図を表示した防災情報マップ
- 土砂災害リスクマップ
土砂災害危険区域や土砂災害警戒区域などを表示した防災情報マップ
- 砂防三法マップ
砂防に関する法指定区域情報などを表示した防災情報マップ
- 任意に選んでマップ表示
任意に選択したマップを表示する防災情報マップ



徳島県水防・砂防情報マップ HOME 防災情報マップ ハザードマップ作成について GISデータダウンロード 解説 お問い合わせ

レイヤ透過率 40% 縮尺 およそ 1:8,000 印刷 地図画像保存 URL

▼凡例

- 洪水浸水想定区域 ▲開じる 解説
- 想定最大規模 ▼開く
- 計画規模 ▼開く
- 浸水継続時間 ▼開く
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 ▼開く
- 家屋倒壊等河岸浸食想定区域 ▼開く
- 高潮浸水想定区域 ▼開く 解説
- 要配慮者利用施設 ▼開く 解説
- 避難所 ▼開く 解説

「浸水の目安」で施設がどの程度浸水するか確認

国土地理院 淡色地図 (25000) 凡例

また、下記の区域図面URLからも河川別の洪水浸水想定区域を確認できます。市町村別に対応した河川の洪水浸水想定区域により、施設の位置を確認してください。

	洪水浸水想定区域指定のある市町村	河川名称		管理者	区域図面URL
		赤字：洪水予報河川	青字：水位周知河川		
1	徳島市	吉野川、旧吉野川、今切川		国	徳島県ホームページ 河川の洪水浸水想定区域図 https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/2011050600025  QRコード
		勝浦川、鮎喰川、園瀬川、飯尾川		県	
2	鳴門市	吉野川、旧吉野川、今切川		国	
		新池川		県	
3	小松島市	那賀川、派川那賀川		国	
		勝浦川		県	
4	阿南市	那賀川、派川那賀川、桑野川		国	
		桑野川、福井川		県	
5	吉野川市	吉野川		国	
		飯尾川、川田川、江川、ほたる川		県	
6	阿波市	吉野川		国	
		宮川内谷川		県	
7	美馬市	吉野川		国	
8	三好市	吉野川		国	
9	勝浦町	勝浦川		県	
10	石井町	吉野川		国	
		飯尾川		県	
11	那賀町	那賀川		県	
12	美波町	日和佐川		県	
13	海陽町	海部川、穴喰川		県	
14	松茂町	吉野川、旧吉野川、今切川		国	
15	北島町	吉野川、旧吉野川、今切川		国	
16	藍住町	吉野川、旧吉野川、今切川		国	
		宮川内谷川		県	
17	板野町	吉野川、旧吉野川、今切川		国	
		宮川内谷川		県	
18	上板町	吉野川、旧吉野川、今切川		国	
		宮川内谷川		県	
19	つるぎ町	吉野川		国	
		貞光川		県	
20	東みよし町	吉野川		国	

洪水予報河川：流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川。

水位周知河川：洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川。

2 施設が洪水浸水想定区域内または区域外に所在する場合

洪水浸水想定区域内外で、次のとおり取り扱いが変わります。

洪水浸水想定区域外・・・避難確保計画の作成は不要

洪水浸水想定区域内・・・避難確保計画の作成・報告が必要

3 非常災害対策計画又は消防計画の有無

既存の計画がある場合、所定事項の追加等により、洪水時の避難確保計画とすることが可能です。

○非常災害計画又は消防計画がない場合

p4の4をご覧ください。

○既に非常災害計画又は消防計画がある場合

p22の5をご覧ください。

4 洪水に係る避難確保計画の作成

○洪水に係る避難確保計画に記載すべき内容

洪水に係る避難確保計画は、次の内容を記載する必要があります。

①洪水時の防災体制、情報の収集・伝達に関する事項

②利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項

③洪水時等の避難の確保を図るための施設整備に関する事項

④洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

⑤自衛水防組織を置く場合、

・自衛水防組織が行う業務に係る活動要領

・自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

・その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

⑥その他の事項

○計画の様式について

【国土交通省の手引き】

詳細な計画の作成については、国土交通省が手引きをホームページで公開しています（下記URL参照）。ダウンロードして使用してください。

URL <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



QRコード

水管理・国土保全トップ > 河川 > ダム > 砂防 > 海岸 > 水資源 > 下水道 > 防災 > 環境 > 利用 > 国際 > 情報・技術

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 防災 > 自衛水防(企業防災) > 要配慮者利用施設の浸水対策

メニュー 自衛水防(企業防災) トップ 地下空間の浸水対策 要配慮者利用施設の浸水対策 工場・事務所等の浸水対策 災害情報普及支援室一覧

要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

【施設名： 】

年 月 作成

xlsx形式のファイル
記載例も同一ファイルに記載

避難確保計画作成の手引き - 【様式編】

避難確保計画作成の手引き 解説編

pdf形式のファイル
様式の作成に必要な解説が記載

避難確保計画作成の手引き - 【解説編】

○具体的な計画内容（標準的な記述、様式）

標準的な記述内容は、次のページ以降のとおりです。

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

避難確保計画の対象となる災害を確認してください

・対象となる災害は、徳島県水防・砂防情報マップや市町村の各種ハザードマップ等で確認してください。

・水害（洪水）は、想定最大規模を対象にしてください。

※本資料の内容は主に洪水を対象にしています

施設名を記入してください

【施設名： 】

年 月 作成

記入する箇所を桃色の空欄で示しています。

作成年月を入力してください

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

解説編 第1章1.1（1） 対象となる災害

【施設名： ○○○○ 】

年 月 作成

このエクセルファイルの使い方
作業シートの必要な項目を記入してください。
記入する場所は桃色の空欄で示しています。
様式2は対象となる災害のみ記入してください。
自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

■徳島県水防・砂防情報マップ

パソコン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/>

スマートフォン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/sp/>



様式 1

記載例

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 名	約 名	約 名	約 名
夜間	約 名	約 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載

平日・休日、さらに
昼間・夜間に分けて
施設利用者数・施設
職員数を記入してく
ださい。

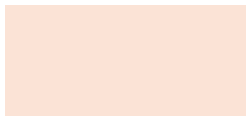
災害が発生するおそれがある場合に、
臨時従業員（パート、アルバイト等）
や地域住民の方々のほか、災害協定を
結んでいる団体・企業など、いざとい
う時に応援要請が可能な人数を確認し
ておいてください。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。
または午前 時の時点で、全県下又は「 」に以下のいずれかが発令されている場合は、
通所部門を臨時休業とする。



事前の休業や休園を行う
ために、いつまでに、
どのような情報で判断す
るか記入してください。

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法 解説編 第1章1.2 計画の目的等(様式1)

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2(3)(4)
施設利用者(要配慮者)の把握、施設職員の把握

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載
※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。
または午前 8 時の時点で、全県下又は「 〇〇市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、
通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報
大雨警報又は特別警報
洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

解説編 第1章1.2(5)
事前休業の判断について

洪水

様式 2

4 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

災害時の防災体制、体制区分ごとの活動内容、活動要員及び確立の基準等を記入してください。

・吉野川と園瀬川、吉野川と鮎喰川など複数の河川の洪水浸水想定区域内に位置している場合には、すべての河川に対して体制確立の判断時期を記入してください。
 ・水位周知河川では、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達情報のみが発表される場合もあります。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
	注意 レベル2 体制確立		
	警戒 レベル3 体制確立		
	非常 レベル4 体制確立		

レベル2 注意体制
 ・災害モードへ気持ちを切り替える。
 ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制
 ・避難場所へ避難する準備を行う。
 ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制
 ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風の接近など、あらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合の体制を記入してください。

夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止のほか、施設の休業や休園等を検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認してください。

大型台風

--

洪水

記載例

解説編 第1章1.3 (2)
 防災体制の判断基準の設定

4 防災体制

《自衛水防組織を設置する場合》
 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。
 《自衛水防組織を設置しない場合》
 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意警報発表 ・〇〇川（〇〇地点）氾濫注意情報発表	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川（〇〇地点）氾濫警戒情報発表	警戒 レベル3 体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・〇〇川（〇〇地点）氾濫危険情報発表	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

レベル2 注意体制
 ・災害モードへ気持ちを切り替える。
 ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制
 ・避難場所へ避難する準備を行う。
 ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制
 ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援（詳細は協定書参照）

様式3

記載例

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報、津波情報	
	洪水予報、水位到達情報	
	土砂災害警戒情報	
	高齢者等避難、避難指示	
その他	施設周辺の浸水状況	
	排水施設の稼働状況	
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	

情報収集は、水害に対する警戒体制をとるために重要な役割を果たします。防災情報の収集方法及び伝達方法等について記入してください。

- ・ 収集方法については、例示を記載しています。SNS等、その他の方法も活用可能であれば記入してください。
- ・ 徳島県の水位・雨量情報については、徳島県河川防災情報または川の防災情報のどちらでも情報を入手できます。
- ・ 停電、サーバーの停止といった不測の事態も考えられるため、複数の情報収集方法を記入してください。
- ・ 迅速に情報収集ができるように、webサイトやアプリをお気に入りなどに登録しておいてください。

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式11

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「**（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは（避難場所）**において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

洪水に対応した避難場所を記入してください。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式8

「緊急連絡網」⇒様式9

【施設職員間の連絡手段】

- ・ 施設職員間の連絡手段として、自宅の固定電話のほか、携帯電話、メール及びSNS等を活用することが有効です。
- ・ 連絡体制表は、市町村役場、消防署、警察署等の関係先と共有し、災害の危険性が高まった際の連絡先を明確にしておくことも有効です。（既存の名簿等がある場合には、それを利用してください。）

【保護者・家族への連絡手段】

- ・ 緊急連絡先に記載した保護者・家族等には電話やその他連絡手段（電子メール等）で連絡をしてください。予め伝達文を準備しておくことで伝達が円滑に進みます。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法（例）
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁HP）
	洪水予報、水位到達情報	市町村からのFAX、インターネット（徳島県水防情報、川の防災情報）、緊急通報メール
	土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急通報メール
	高齢者等避難、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット（市町村HP）、防災行政無線、エリアメール・緊急通報メール、防災メール、サイレン、広報車、パトロール、消防団の声掛け
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

解説編 第1章1.4 (1) 情報収集

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式11

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「**（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは（避難場所）**において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

解説編 第1章1.4 (2) 情報伝達

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式8

「緊急連絡網」⇒様式9



■気象庁

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

■徳島県水防情報

パソコン版 <https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp/>
スマートフォン版 <https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp/sp/>



■川の防災情報

パソコン版 <https://www.river.go.jp/portal/#80>
スマートフォン版 <https://www.river.go.jp/s/xmn0105010/>

■徳島県土砂災害情報システム

パソコン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/Top.aspx>
スマートフォン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/sp/>



6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

様式 4

避難場所、避難先までの移動距離、移動手段を記載してください。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		台
			徒歩	車両	
施設名（洪水）		m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4
施設名（内水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4
施設名（高潮）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4
施設名（津波）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		台
			徒歩	車両	
施設名（洪水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4
施設名（内水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4
施設名（高潮）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4
施設名（津波）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）		階	
屋内安全確保（内水）		階	
屋内安全確保（高潮）		階	
屋内安全確保（津波）		階	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）		階	

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所「」に避難するものとする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1
対応別避難誘導一覧表 ⇒様式 1 1

■ 徳島県水防・砂防情報マップ

パソコン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/>
スマートフォン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/sp/>



記載例

6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。関連施設等への避難も選択設の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避難場所への立ち退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

解説編 第1章1.5 避難誘導（様式4）

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		台
			徒歩	車両	
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4
施設名（内水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4
施設名（高潮）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4
施設名（津波）	B 神社	300 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C 高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		台
			徒歩	車両	
施設名（洪水）	C 高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4
施設名（内水）	C 高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4
施設名（高潮）	C 高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4
施設名（津波）	D 小学校（校舎2階以上）	350 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C 高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（内水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（高潮）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（津波）	指定無	階	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2 階	エレベーター、ストレッチャー

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階階の利用、使用する資器材等を記載する。

3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所「公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1
対応別避難誘導一覧表 ⇒様式 1 1

様式5

記載例

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧	
	備蓄品
情報収集・伝達	
避難誘導	
施設内の一時避難	
衛生器具	
医薬品	
その他	
浸水を防ぐための対策	
土砂災害に対する避難を確保するための対策*	

※事前の対策

必要な避難確保資器材を記入してください。

- ・薬と水をセットにして常備しておくなど、利用者のことをよく把握している従業員を含め、施設関係者全員で確認してください。
- ・常備薬等は、最低3日分は準備しておいてください。

8 防災教育及び訓練の実施

- 毎年 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。
- 毎年 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

解説編 第1章1.6

避難の確保を図るための施設の整備（様式5）

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

利用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保資器材一覧（例）	
	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇
浸水を防ぐための対策	
土のう、止水板、〇〇〇〇	
土砂災害に対する避難を確保するための対策*	
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇	

※事前の対策

解説編 第1章1.7

防災教育及び訓練の取組（様式7）

8 防災教育及び訓練の実施

- 毎年 4月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。
- 毎年 9月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

様式 6

記載例

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

自衛水防組織を設置している場合は、防災教育及び訓練の実施時期を記入してください。

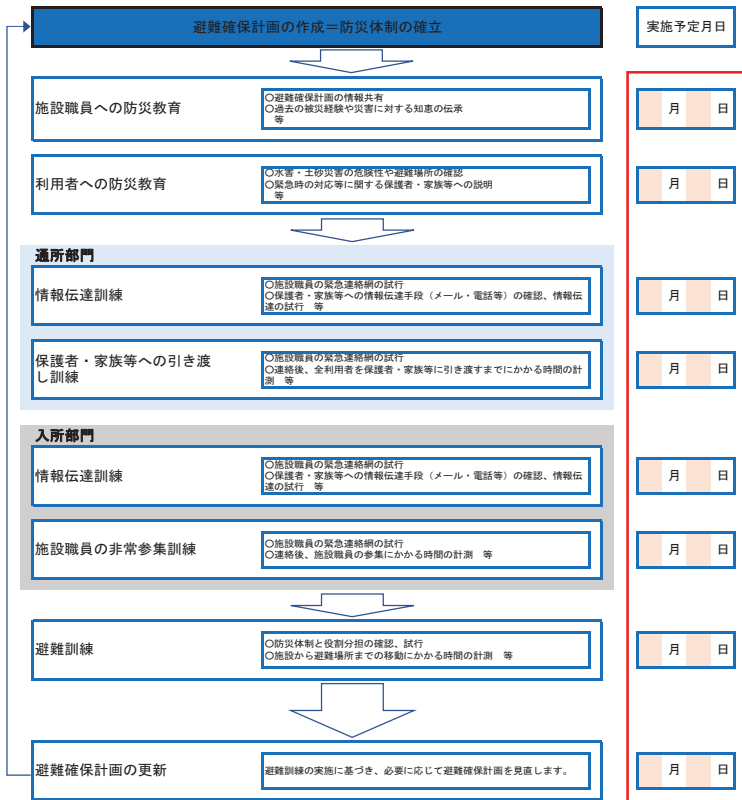
9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

10 防災教育及び訓練の年間計画

様式7



従業員への避難確保計画の内容を共有するための「防災教育」及び避難訓練の実施予定日を記入してください。

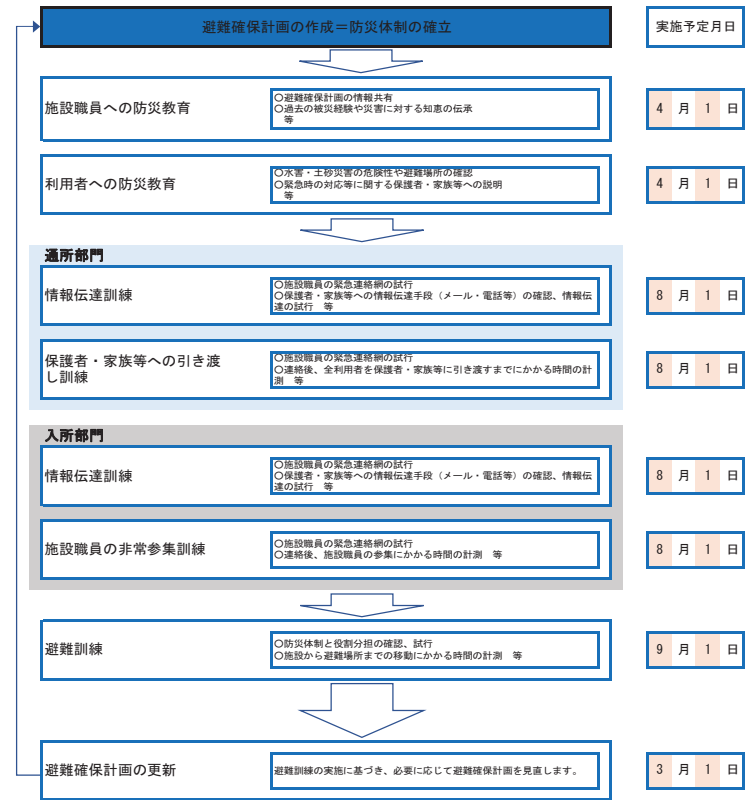
- ・ 職員のための訓練でも訓練です。できる訓練から実施してください。
- ・ 防災教育では、災害ボランティアや防災士等の有資格者の方々に関わってもらうことが有効です。
- ・ 訓練により課題を明らかにし、繰り返し改善を図っていくことが重要です。

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

10 防災教育及び訓練の年間計画

解説編 第1章1.7
防災教育及び訓練の取組（様式7）

記載例



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

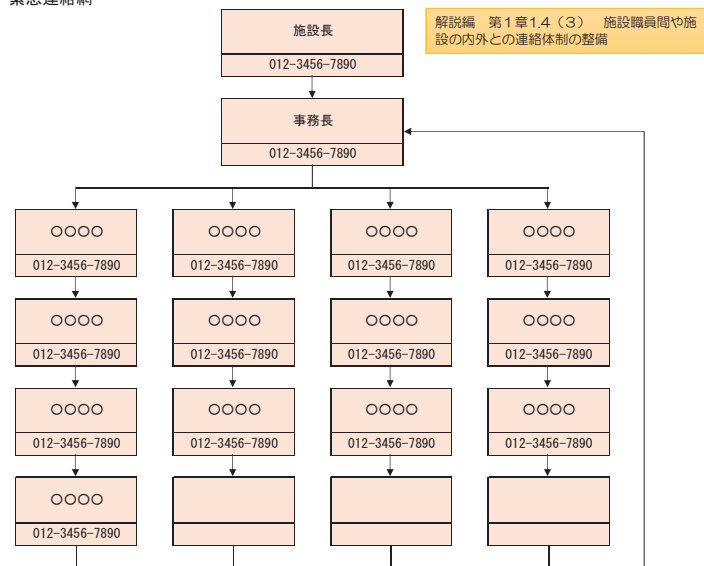
1 2 緊急連絡網

様式 9

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

1 2 緊急連絡網

記載例



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

様式10

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

記載例

	連絡先	備考
市町村（防災担当）	012-3456-7890	
市町村（福祉担当）	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	

様式12

15 防災体制一覧表

管理権限者 () (代行者)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 () 班員 ()名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班長 () 班員 ()名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織を設置しない場合、防災体制（対応要員の役職・氏名など）を記入してください。

※自衛水防組織を設置している場合は、この頁は不要です。

災害発生のおそれのある時の施設職員の役割分担や、勤務時間内外の参集体制及び参集基準を定めておいてください。昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間等にも体制を確立できるようにしておいてください。

参集基準ごとの判断基準と主な業務内容等の例

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	・施設職員全員
応援当番職員参集	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	・防災当番施設職員
全職員参集	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・高齢者等避難が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	・施設職員全員

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

15 防災体制一覧表

解説編 第1章1.3(3)
防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

記載例

管理権限者 (施設長) (代行者 事務長)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 (管理職員) 班員 ()名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班長 (管理職員) 班員 ()名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別添

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

※自衛水防組織を設置していない場合は、この頁は不要です。

記載例

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織の編成と任務

別表 1

統括管理者 () (代行者)		
総括・情報班	担当者	役割
	班長 () 班員 ()名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	担当者	役割
	班長 () 班員 ()名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織を設置している場合、防災体制（対応班の役職・氏名など）を記入してください。

※自衛水防組織を設置していない場合は、この頁は不要です。

解説編 第1章1.3(3)
防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

記載例

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者 (施設長) (代行者 事務長)		
総括・情報班	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 ()名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 ()名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織装備品リスト

別表 2

任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）
避難誘導班	様式5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。

災害発生のおそれのある時の施設職員の役割分担や、勤務時間内外の参集体制及び参集基準を定めておいてください。昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間等にも体制を確立できるようにしておいてください。

参集基準ごとの判断基準と主な業務内容等の例

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・ 台風接近が予想される場合 ・ 大雨が予想される場合	・ 気象情報等の情報収集	・ 施設職員全員
応援当番職員参集	・ 大雨警報が発表された場合	・ 気象情報等の情報収集 ・ 避難準備	・ 防災当番施設職員
全職員参集	・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 高齢者等避難が発令された場合	・ 気象情報等の情報収集 ・ 関係行政機関等への連絡・通報 ・ 避難誘導	・ 施設職員全員

自衛水防組織装備品リスト

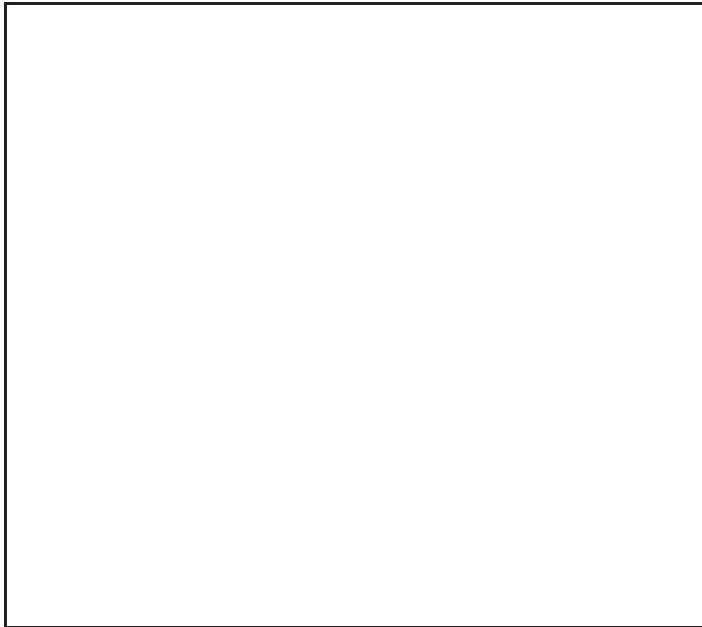
記載例

任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）
避難誘導班	様式5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。

【施設周辺の避難地図】

洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水			
内水			
高潮			
津波			
土砂			

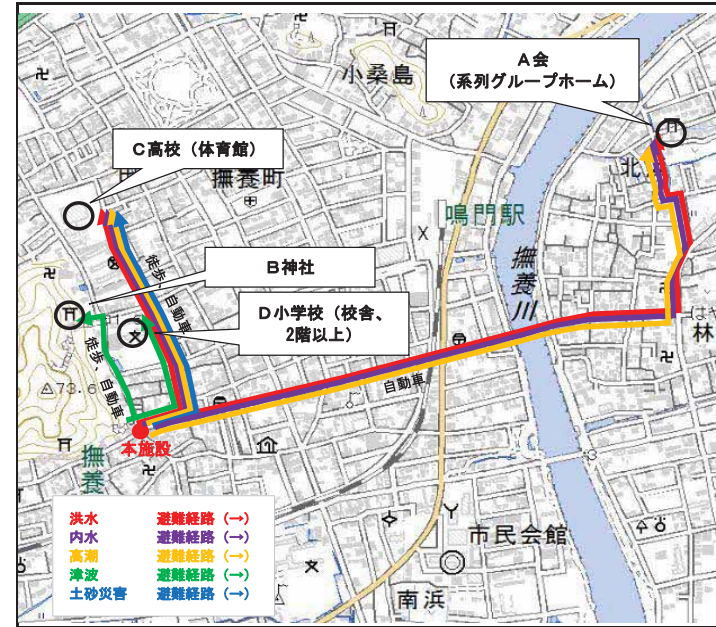


※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
 避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
内水	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
高潮	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
津波	B神社	D小学校（校舎2階以上）	指定無
土砂	C高校（体育館）	C高校（体育館）	本施設（斜面の反対側）2階



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
 避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

5 消防計画や非常災害対策計画が既にある場合

消防計画や非常災害対策計画に次ページの内容を追加することで洪水時の避難確保計画とすることが可能です。

追加する標準的な内容については、次ページ以降に記載していますので、参考にしてください。

※ P 23～25 (案) の 1 既存計画の条文に追加する場合 参照

既存の計画の内容に追記することが困難な場合は、既存の計画の付則部分に別に「洪水対策規程」を作成する旨を記載し、別途規程を作成することも可能です。

※ P 25 (案) の 2 付則に記述し、規定を追加する場合 参照

6 避難確保計画作成後の対応

避難確保計画を作成した場合には、26ページまたは27ページの文書とともに、市町村防災担当部局へ報告してください。

○市町村の地域防災計画に「要配慮者利用施設」として定められている場合

→様式 1 に避難確保計画を添付し、市町村防災担当部局へ報告

○市町村の地域防災計画に「要配慮者利用施設」として定められていない場合

→様式 2 に避難確保計画を添付し、市町村防災担当部局へ報告

〇〇保育所消防計画

第1節 総則

1 目的

第1条 この計画は、〇〇保育所の防火管理義務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び安全の確保並びに被害の防止を図ることを目的とする。

また、水防法の規定に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることについてもその目的とする。

下線部追加

2 消防計画の適用範囲

第2条 この計画は、施設の勤務者及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

3 防火管理者の権限等

第3条 防火管理者については、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行う。ただし、すべてにおいて、施設管理者に対し、報告の義務を負う。

(1) 消防計画の作成及び変更

↓

(8) 消防計画の作成及び変更

4 消防機関への報告・連絡

第4条 防火管理者は、次について、消防機関への報告等を行う。

(1) 消防計画の提出

↓

(4) 自衛消防組織訓練の際の事前報告及び指導の要請

第2節 予防対策等

1 予防管理組織

第5条 火災予防や地震の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物、消防用設備の点検検査を行う点検検査者を指定する

2 火元責任者

第6条 火元責任者は次の業務を行う。

(1) 建物や消防関係設備の日常点検

(2) 防火管理者の補佐

3 自主点検の実施

第7条 自主点検検査の火元責任者は次の業務を行う。

(1) 火災通報設備 機器点検 6月 総合点検 7月

第3節 火災予防措置

1 防火管理者への連絡

第8条 次に掲げる事項を行う場合には、事前に防火管理者に報告する者とする。

(1) 指定場所以外で火気を使用するとき

↓

(3) 改装・模様替えを行うとき

2 火気使用時の遵守事項

第9条 火気を使用する者は、日常を通して次の事項を守らなければならない。

(1) 火気使用設備器具は使用前に

↓

(2) 就業時は、吸い殻等の処分を適切に行うこと。

第4節 自衛消防活動対策等

1 自衛消防の組織及び任務

第10条 自衛消防組織は、施設長を自衛消防隊長、防火管理者を自衛消防副隊長とし、自衛消防隊を次表の通り組織する。

(注)施設長と防火管理者が同一の場合は、自衛消防隊長のみの場合あり。10条条文をそれに合わせ次表も反映すること

2 避難経路関係

第11条 防火管理者は屋内から屋外に通じる避難経路図を作成し、従業員及び利用者へ周知する。

3 自衛水防組織

第12条 洪水発生に備え、自衛水防組織として、施設長(管理者)を統括管理者とし、次の任務分担により、組織活動を実施する。

統括管理者			
	情報伝達係	役職・氏名	任務
		班長〇〇〇〇 班員〇〇〇〇	・洪水予報・避難指示等の情報収集 ・関係者及び関係機関との調整 ・館内放送による利用者等への周知
	避難誘導係	役職・氏名	任務
		班長〇〇〇〇 班員〇〇〇〇	・避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認 ・避難器具の設定や操作

第5節 洪水時の活動

1 洪水時の防災体制

第13条 洪水時においては、次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報(〇〇川氾濫注意情報)発表 ・〇〇川が氾濫注意水位到達 ・大雨洪水注意報発令	・洪水注意報等の情報収集 ・統括管理者への情報の報告	・情報伝達係
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令(市町村) ・洪水警報(〇〇川氾濫警戒情報)発表 ・〇〇川氾濫警戒情報 ・〇〇川が避難判断水位超過	・気象情報等の情報収集 ・使用する資機材の準備 ・保護者への連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・避難に時間を要する人の避難開始(高齢者等避難発令時)	・情報伝達係 ・避難誘導係 ・情報伝達係 ・情報伝達係 ・避難誘導係
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・〇〇川氾濫危険情報発表	・避難誘導	・全職員で対応

2 情報収集及び伝達

第14条 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット
洪水予報、水位到達情報	インターネット(国土交通省(川の防災情報)、県(徳島県水防情報))
高齢者等避難	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール

第15条 情報の伝達については、情報伝達係が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- (1) 情報については、自衛水防組織統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設内関係者情報共有を行う。
- (2) 警戒体制の際、高齢者等避難が発出され、避難を開始する際には、「保護者緊急連絡網」に基づき、〇〇避難場所に避難する旨を連絡する。また、〇〇市〇〇課(防災部局)へも連絡する。
- (3) 避難完了後、〇〇市〇〇課へ完了した旨を連絡する。また、避難場所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、「保護者緊急連絡網」に基づき、引き渡しを行う旨を連絡する。

3 誘導避難

第16条 避難場所については、〇〇市〇〇町〇〇コミュニティーセンターとする。

第17条 周辺の浸水の状況や利用者の健康状況、水位の急激な上昇等について情報収集を行い、上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設の2階以上の安全を確保できる場所に避難する。

第18条 避難場所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る。

第19条 避難場所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器を使用、誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、市町村(防災担当部局)と経路等について確認の上、実施する。

4 避難の確保を図るための設備等の配備

第20条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとする。
なお、これら資器材については、日頃からその維持管理に努める。

収集する情報	収集方法
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿(職員・利用者)、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、一時避難のための食料・水、防寒着、雨具

第6節 教育及び訓練

下線部追記

1 防災教育及び訓練の実施

第21条 防火管理者は、従業員等に対して次により、防災教育及び訓練を行う。なお、防災教育及び訓練については、洪水対応にかかるものも実施することとし、自衛水防組織を中心とした実施内容とする。

- (1) 防災教育 2月、8月
- (2) 総合訓練 2月、8月 (注)各施設が消防計画等で規定されている回数を満たすものとする
- (3) 部分訓練 毎月1回

(案)の2 付則に記述し、規程を追加する場合

消防計画の条項については、そのままし、付則の部分に次の通り記述する。

付則 洪水に伴う自衛水防組織及び避難にかかる事項については、別に定める「洪水対策規程」によるものとする。

「洪水対策規程」は、様式のとおり作成すること

様式1

第 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 殿

〇〇保育所、〇〇老人ホーム、社会福祉法人〇〇
管理者、代表者、理事長 〇〇 〇〇 印



(注) 該当する名称で公印取得

水防法第15条の3第1項に基づく避難確保計画について

このことについて定めましたので、別添のとおり報告します。

様式2

第 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 殿

〇〇保育所、〇〇老人ホーム、社会福祉法人〇〇
管理者、代表者、理事長 〇〇 〇〇 印



(注) 該当する名称で公印取得

洪水に係る避難確保計画について

このことについて定めましたので、別添のとおり報告します。